

(公印省略)

九 建 第 1 3 3 4 号

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

区長 各位

九重町長 日 野 康 志

冬季における交通対策等について（通知）

平素より、道路行政にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、町道の維持管理については、地域の皆様にご協力をいただきながら行っているところですが、町では経費の負担を少しでも軽減すべく下記の施策を実施しております。制度を活用いただき、今後とも地域と行政が協力しながら町道の維持管理を行っていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

記

1. 除雪作業時の軽油チケットの交付

建設機械等を使用して町道の除雪をした際に、軽油チケットを交付する事業です。要件や事務の手続きは以下のとおりです。

(1) 交付要件 積雪が 10 cm 以上（**写真が必要です**）

(2) 申請方法 作業実施後速やかに、建設課まで以下の書類を提出してください。なお、申請書の様式は建設課に備え付けしております。

①町道除雪作業に伴う石油製品購入券交付申請書

②写真（「作業実施前・後」「建設機械の全体と車両No.が分かるもの」「積雪量が分かるもの」）

※写真が無い場合は、実施の確認ができないことからチケットの交付はできません。

(3) チケットの交付 申請書で実施を確認できた場合は、作業時間に応じたチケットを交付します。（建設機械 1 台に対し、1 時間あたり軽油 10 リットル）

2. 凍結防止剤（塩化カルシウム）の配布

(1) 町道散布用の塩化カルシウムの配布

町道配布用の塩化カルシウムを「九重町役場」「飯田公民館」等に備え付けをしております。在庫の関係もあり、基本的には一行政区当たり 1 回につき 5 袋までとしています。個人単位での配布は行っておりません。受取の際、行政区の代表として受領印をいただいておりますので、区長印を必ずご持参ください。

(2) 町道への凍結防止剤（塩化カルシウム）の配備

上記の行政区への配布とは別に、冬季の路面凍結に備えて町道の坂道や橋梁部など凍結しやすい箇所へ凍結防止剤（塩化カルシウム）を設置しています。凍結している場合等にご利用ください。また、利用された場合は、下記連絡先まで報告をいただければ助かります。なお、町道散布用に配備しておりますので、その他のご利用はしないようお願いします。

(3) 散布上の注意事項

- ①アスファルトなどへ予防的にまく場合、ベタついてしまいますので確実に積雪が見込まれる時以外は散布を控えてください。また、まき過ぎてしまうことでかえって滑る場合がありますので注意してください。（特に道路がカーブしている場所では注意が必要です。）
- ②コンクリート製の溝や蓋、縁石等への散布は劣化を招きますのでご注意ください。
- ③植物に塩化カルシウムを飛散しないよう、充分配慮してください。特に針葉樹の場合注意してください。
- ④金属類への直接散布は腐食性があるため避けてください。もし金属類にかかった場合は水で洗浄してください。
- ⑤皮膚に触れないようゴム手袋などを使用してください。万一皮膚に付着した場合は水で洗い流してください。
- ⑥目に入らないよう保護眼鏡等を着用してください。万一目に入った場合にはよく水で洗い流して、専門医の診察を受けてください。

3. 情報提供について

積雪による倒木等で町道の通行に支障をきたしている場合は、下記までご連絡をお願いします。

【連絡先】

九重町役場建設課 管理水道グループ

電話 0973-76-3811

FAX 0973-76-2247